

徳山藩城主格一件

吉田真夫

はじめに

徳山藩は、周防・長門を領する国持大名毛利家（萩藩）の支藩である。この藩の概略を示せば、初代藩主となる毛利就隆が、父の毛利輝元と兄で初代萩藩主の秀就から、元和三年（一六一七）に三万石余を分知されたことが立藩の契機となり、寛永十一年（一六三四）には公称四万五千石となる。寛永八年に居所を下松（現下松市）に構えるものの、慶安元年（一六四八）、野上（現周南市）への移転が認められ新たに館を建設。同三年には同地を徳山と改称する。以後、一時藩が断絶した正徳六年（一七一六。同年に享保と改元）から再興が許される享保四年（一七一九）の間は例外として、居所の変更はない。ただし、再興時の石高は三万石となっている。

また、立藩当初は城主格を目指したものの認められず、八代

藩主毛利広鎮期の天保七年（一八三六）に城主格が認められ（石高は四万十石に増、幕末を迎えることとなる）¹

このように徳山藩が城主格を認められたことについては、既に指摘されてきた。しかし一方で、城主格を与えられるまでの過程や、城主格が認められた時の藩内の動向についての言及は乏しいように思う。

そこで本稿では、この点について、館蔵資料から紹介することとした。

なお末尾には、その主張の変化が窺えることから、主な願書や伺書の翻刻を掲げた。適宜筆者において「1」のように番号を与えている。行論中に出てくる番号は後掲の資料を示している。このうち、「2」のように文末を「御内慮奉伺候」のようにしているものについては、厳密には願書と同じ扱いはできない。しかし、文面のほぼすべてが徳山藩の事情の説明に割かれてい

ることから、本稿では願書と類似の性格を有しているものとして取り扱うこととする。

一 徳山藩城主格認可までの過程

（一）文化期末の交渉

天保七年に徳山藩が城主格を認められたのは一朝一夕で事がなされたわけではなく、長い時間を要した。^②

記録で確認できる最初のもものは、文化十四年（二八一七）である。七月十三日、徳山藩家老の鳥羽静馬が萩藩江戸屋敷に当役児玉三郎右衛門を訪ねて、城主格認可について幕府への働きかけの可否について問い合わせを行った。

この時の徳山藩の主張は以下のとおりである。①初代藩主毛利就隆は、毛利輝元の次男であつたことから、徳川家康・秀忠・家光、三代の將軍の厚遇を受けた。②二代藩主元賢の家督相続のお札までは、家老二名も將軍への拝謁が許された（これも輝元の子孫であることによる）。③下松から徳山への移転に伴う新たな館への堀や土手の構築、堀や門の建築につき、萩藩を通じて幕府に許可を求めて許された結果、他藩の館（陣屋）には見られない立派なものとなつた。④参勤時節の伺いは使者を派遣

して伺い、また暇を下賜される場合の拝領物は、同格の大名以上のものを賜つている。⑤当家は、毛利家自体の系譜が高名であることは勿論ながら、輝元以来の血筋が絶えることなく伝わっている。⑥そうした家柄にもかかわらず、城主格を有さない当家の殿中での席次は、当家より石高が少ないのにもかかわらず城主格を有する大名の下座にならざるを得ない。⑦城主格を認められるには本家の協力が不可欠で、そうした申し出を行うタイミングを見計らつてよいか尋ねる次第である。^③

①から⑤までは自家の、他に抜きん出た家柄・立場などを縷々述べながら、⑥にあるように、城主格でないために城主格を持つ大名の後塵を拝する現況に口惜しさを滲ませる。

これに対し萩藩は特に問題ないと判断し、その旨を徳山藩へ伝えた。そこで徳山藩では、若年寄の京極高備と近い関係にあることから、彼に申し入れを行ったところ、以前からの経緯に加えて、「添書面」を提出するよう指示があつた。徳山藩ではこの指示に従い書面の案を作成し、萩藩江戸屋敷にも持参して内容の確認を求めた。翌文化十五年（四月に文政元年に改元）一月十五日、徳山藩留守居の堀田弥四郎への応対に出た粟屋与一右衛門からの報告を受けた児玉は、書面通りで差し支えないと

の回答をするよう粟屋に指示している。⁴⁾その後徳山藩では修正を行ったようで、同年二月二日には再度、堀田から萩藩の粟屋へ書面がもたらされた。⁵⁾本家の指示を仰ぎながら、徳山藩は対幕交渉を行おうとしていたことが窺える。管見の限りだが、文化十四年から十五年にかけて城主格認可に向けて幕府への提出用に作成された文書は、差出を藩主毛利広鎮とするもの（および広鎮と考えられるもの）が二通、家臣名とするものが二通ある。⁶⁾差し替え前と後の文面を比較すると、差し替え後のものは、文章量は多くなっているが、初代藩主・就隆がいかにして徳川三代の將軍たちの厚遇を受けたかを時系列で記し、より理解しやすくした印象がある。

広鎮による差し替え後の二月二日の添書〔1〕によれば、三代の將軍たちから就隆が厚遇を得ていたこと、特に分知後は他の同格大名以上の待遇があつたことを示し、それは次次元賢にも継続していたことを明らかにする。城については、早くも就隆期に城主格を願つたが、土井利勝の指示により差し控えているうちに願い出の時期を逸したとし、本家の了解を得たので今回城主格を願つたと説明する。徳山の「館」建設では、城郭に必要な各種防御施設を既に備え、かつ「大内一類三卷弘家」なる人物の古城地に隣接する「防衛拠点として恵まれた立地」にあ

ることを説く。幕府による館の建設者就隆への厚遇と、ほぼ城郭と変わらない徳山の「館」の存在を主張しなかったのだろう。その後の経緯は不詳だが、この文化期末の願いは叶わなかつたようで、しばらく後の文政八年（一八二五）夏、徳山藩家老福岡嘉織が萩藩江戸屋敷を訪れて城主格問題が再び動き出す。

（二）文政期の交渉

文政八年夏、徳山藩家老福岡による萩藩江戸屋敷訪問、また広鎮による萩藩当役堅田宇右衛門への書状により、城主格認可へ向けて、本家による願い出を要請してきた。そこで萩藩では、⁷⁾徳山藩の主張に詮議を加えている。

具体的には寛永十二年、萩藩から幕府に対して徳山藩を城主格としてほしい旨願ひ出たとする件についてであり、萩藩ではその事実を江戸に残る記録では確認できなかった。しかも萩藩の認識は、就隆は証人として江戸にいたのであつて、井伊直孝を介して幕府へ奉公を願ひ出て許されたはずである。また、當時はまだ「御末家之御規矩定り候筋ニも無之時節」の中で、就隆が城主格を願ひ出たという点は不審がある、というものであつた。

そこで、元元の記録確認も必要であるが（それに関する記録はないだろうと江戸では推測）、寛永期の経緯を願書へ記述するに際し、徳山藩に記録の確認をさせた上で、その回答に準じて願書の文面を作成してはどうかと考え、十二月十四日には藩主の決裁を得て、徳山藩にその旨伝達したのである。その指示に従い、徳山藩が示した文面は次のとおりである。

寛永十二年十月六日

松平長門守

末冢之儀ニ付伺

私末冢毛利日向守儀、先達而願之通分知被 仰付、於領内四万五千石之地配与仕候、此上可相成儀ニ茂御座候者、城主格被 仰付被下置候様相窺申候、此段入御聞申候、以上、

十月

右之通老中江伺書長門守より差出候処、評儀之上分知願間も無之故、先当時見合候様相決、同月廿一日土井大炊頭方長門守江伺書相返、其後窺書等之儀留不見、

御表御右筆宇多松次郎様江御内々御頼仕候而御旧記之内御書写被下候分、

上包

御内見卜有之、

この書面は、幕府表祐筆の宇多松次郎に依頼し、旧記から写し取ったと徳山藩が説明するため、原典を尋ねると、「瀬名氏寛永遺考」「秋山内記再考」であると回答してきた。これを幕府の記録とは言い難いと考えた萩藩では、幕府の表祐筆で懇意にしている都築市之助に当時の記録類の閲覧を依頼するもの、それらは紅葉山文庫に収蔵されているため簡単なことではないと断られてしまう。

ちなみに萩藩の調査は福岡彦右衛門尉による公儀所日乗（福岡帳）にも及んだが、該当する記述はなかった。⁸

十一月、広鎮から「訳書寛」が萩藩江戸屋敷にもたらされた。これによれば、文化期末に徳山藩が主張していたことに加えて、分知の翌年の寛永十二年、萩藩の手を介して行われたとする徳山藩の城主格願いと土井による指示を抄出し、続けて長府藩の城主格認可について触れる。ここでは、元和の一國一城の幕令により、宰相であった毛利秀元の居城も破却せざるを得なかった経緯を鑑みると、徳山藩が長府藩に先んじて城主格を求めることは差し控えるべきだが、天明三年（一七八三）に長府藩が城主格を認可され、今日ではそれから年数も経っている。⁹ それゆえ、今度は徳山藩の城主格の願い出があつてよいとの考えを

表す。さらに広鎮は寛政九年（一七九七）の家督相続以来、関東の川普請の手伝いや伝奏の江戸下向時の御馳走役などを務め、参勤交代も遅滞なく行っていることから、本家より幕府へ対し徳山藩の城主格願いを実施してほしいと言う。

この「訳書寛」の提出は、寛永期の城主格願い出の事実が萩藩の記録上確認できないことから、徳山藩から一筆取ったのではないだろうか。十二月二十日、老中の水野へ斉元から〔2〕の伺書を提出する際には、この「訳書寛」も同時に提出していることから、そのように思えてしまう。加えて斉元の伺書中に、寛永十二年の件にあたり、「窺書被差返候段大和守家之旧記ニ有之候、私家ニ者申伝而已ニ而其後類焼之節記録等焼失仕候部茂有之候得共、大和守所ニ而者旧記等茂有之」とわざわざ記している。これまで見てきたように、萩藩側における寛永十二年の一件は、残っている記録が存在しない中、記録の所在を自家ではなく徳山藩に譲ることで、何とか信憑性を確保しようとしたのだろう。

〔2〕の伺書を通覧してもわかるとおり、趣旨としては徳山藩から出された文化期末の添書や、この時添付された広鎮の「訳書寛」と大きな差異はない。しかし、広鎮の家督相続以後の年数を「二十九年」と明示したり、関東における川普請の手伝い

と伝奏馳走役に加えて諸門の警衛を加えたりすることで、広鎮の功績をより具体的に表している点が特徴的である。実数を挙げて説得力を増そうとしたと思える。

さて斉元は、文政九年正月に江戸を発し萩に向かった。翌文政十年四月に参勤で江戸に着く。⁽¹⁰⁾ 文政十年六月五日、斉元は再び老中の水野に〔3〕の願書を提出する。願意はこれまでのものと大きく変わらない。

ところで、斉元不在中の江戸では、徳山藩による献金が幕府に許されていた。これは広鎮が御用勤めの願いを出したものの、差し当たつての普請などが無いことから、献金が許されたのであつた。このことは徳山毛利家文庫に所収の「兼而御内願被成候付、御上納金之義被仰出一件」⁽¹¹⁾に詳しい。

この記録は江戸の記録所で作成されたと考えられ、⁽¹²⁾ 上納金献上に関する事項を、二月八日から十二月十八日まで、時系列で記す。この記録を紐解くと、この時の上納額は四千五百両に及び、七月二十六日に二千五百両、九月六日に残りの二千両上納している。なおこの功績を賞せられ、広鎮は召し出しの命を受け、十月十五日江戸城へ登城、將軍へ拜謁の上、刀一腰を下賜された。

一方、国元の動向を概観すれば、二月九日に幕府からそれを

認められた知らせが三月朔日に徳山⁽¹³⁾に届くと、同月三日には家中に対して「御歎」言上のための館出仕が命じられる。一方領内には、同月十一日、御蔵本から町奉行所・代官所・須万代官所に対して上納銀調達に関する指示が出され、四月五日には具体的な上納額が提示されている。適用除外もあるが、地方には田畠一石につき銀九分、町方には屋敷の表口一間につき銀一分、須万村には田畠一石につき銀四分の負担が申し渡されている⁽¹⁴⁾。

さて広鎮は、上納金の献納を終えて間髪を入れずに、九月には城主格認可の願書を提出する⁽¹⁵⁾。そこには「此度上金手伝皆済仕」と、上納金の納付を完了した一言が添えられ、その功績を踏まえて幕閣内の協議を依頼しているのであった。

また、これにやや遅れる十月二十六日には、斉元から右と同様に幕閣内の協議を依頼する願書が提出される。ここでも「当年年纔上納金被仰付」と、先の上納金実施が前面に出され、暗にその功績を以て城主格認可を求めようとする姿勢が窺える。

しかし三日後の十月二十九日、呼び出しを受けたことから萩藩公儀人楊井孫太夫が水野の屋敷に赴くと、二十六日に提出した願書と共に、「書面内意之趣ハ難相整筋ニ候事」との回答が記された書面を渡されたのであった。不認可の知らせは即日徳山藩江戸屋敷に届けられた。多額献金の努力も空しく、城主格認

可の願いは叶わなかったのだった。

こうした幕府からの回答にも関わらず、文政十一年三月、広鎮は萩藩当役の佐世石見に書状を送り、城主格内願を成就させたい旨を申し入れ、佐世もそれに応じた。翌四月には徳山藩家老鳥羽静馬が萩藩江戸屋敷を訪れ、次のような申し入れを行った。①（城主格が認められないという）幕府の回答を聞き、家臣達は当惑している。②城主格への願いは長年の悲願である。

③今更、（幕府の回答が不可と出たからといって）城主格認可を求めないとしては、先年領内の者にも助力を仰いだ経緯もあり、理解が得られないのではないかと心配である。④ついては、この在府中にもう一度願書を幕府に提出してほしいと思っている。⑤そうすれば、もし今回の成就是難しいとなっても、（願いを出した実績になるので）今後に生きていくのではないか。⑥このままでは、今までの幕府への奉公は何だったのか、と思ってしまう。⑦そこで再度、幕府に対して城主格を認めてもらえるよう願書を提出してほしい。

これに対して萩藩では、斉元と前藩主斉熙の意向を伺い、四月十日には鳥羽を萩藩江戸屋敷に呼び出して、再度願書提出を行うことを伝えた。そして同日、「4」の伺書を老中水野の屋敷に公儀人井原素兵衛が持参している。願意は当然、これまでに

されたものと違いはなく、経緯説明に出てくる事象にも著しい

差異は見られないが、新たに加わったのは、城主格を願っている

のは藩主だけではないとする点である。これまでの願書には、

広鎮をはじめ歴代藩主が城主格を願ってきたとしていたが、今

回は「大和守家来者不申及、領民ニ至迄相願居候」と、家臣と

領民に城主格認可の待望があることが強調される。この年の藩

主の徳山下向では吉報を待っていた家臣・領民が、文化十年十

月末に出された幕府の決定を非常に残念に思っていることも伝

え、城主格が認可されれば、軍役などの指令には皆喜んで務め

ることだとし、この問題は領内統治にも深い関係があると訴え

る。そして、再評議を願い出てもよいものかを尋ねるのであつ

た。

さらに江戸出立間近の四月二十二日、再び水野に対して齊元

は、不在中の詮議継続を依頼し、了承を得ている。

この後、齊元の江戸不在や、養嗣子齊広の結婚などもあった

ためか、記録上では天保二年までの記述を欠くので、この間の

動向はわからない。そこで天保二年以降、城主格が認可される

までを次に見ていく。

(二) 天保期の交渉

徳山藩城主格一件 (吉田)

(1) 天保四年

少し時間を遡る。天保二年三月八日、徳山藩家老粟屋頼母が

萩藩江戸屋敷に赴き、「演説手控」と「内演説」を萩藩当役佐世

石見に手交する。

「演説手控」では、幕府の動静は不詳ながらも、主張を変え

なければ願いが通らないのではないかとし、徳山藩に増加して

四万石余の「公役」を負担させると言えないかと尋ねている。

ここまで、徳山藩主が長く念願し、また家臣・領民も同じくそ

れを願ひ、現藩主広鎮は家督相続以来、幕府への奉公を尽くし、

献金まで行った、という過去の実績と現況に頼るのではなく、

将来的な軍役の負担増を根拠にしようという戦略の変更を

提案したのである。また、「内演説」によると、本家の了承を大

前提とし、「領内海手開作」と「所務」そのほかを工面すること

によって増加する一万石余分を捻出できるとする。海辺の開作

はすでに長く実施しており、今後どの程度新たな開作に期待で

きるのか、またすでに財政逼迫が厳しい中、さらなる冗費の発

見と節減が可能なか心許ない部分もあるが、徳山藩としては

要望を通すために持ち出してきた提案であった。

萩藩としては、徳山藩からの加増要求ではないとは言え、石

高の上昇は家格の変動を伴いかねないものであって、容易に回答できないことであつた。応対に出た佐世も検討の時間を求めた。この後、間もなく広鎮が徳山へ下向するので、彼の不在中、萩藩内での検討や、幕府の動静把握・情報収集が行われたと考えられる。

約二年が経過した天保四年五月二十八日、徳山藩家老の粟屋が萩藩江戸屋敷に呼ばれた。その際、前述の徳山藩の加増（高増）について萩藩の意向が示された。ここでは、幕府向きの内情調査をしたところ、徳山藩への「高増」がない限り城主格が認可されないようなので、萩藩としては領知判物に加増分を加算することはできないが、徳山藩への配地分を加増することは問題ない。そこで加算高を加えて四万石としたのだが、四万十石の奉公をしたいので城主格を認めてほしいとするよといとのことなので、この筋に沿って幕府に願ひ出るといふものであつた。わずかに十石であるが、四万石の奉公ではなく、四万石を「超える」奉公とすることが必要だったのである。

九月晦日、斉元は水野に「5」の伺書を提出した。現状を語る部分においてこれまでのものとの違いを示せば、①徳山藩初代藩主就隆がいかに家康から家光に至るまで厚遇されてきたかを示す部分が一層具体的に表現された。例えば暇を許された際、

巻物二十巻を下賜されたこと、在着のお礼での献上物は五万石級の大名同様に二種一荷を献上するよう幕府に指示されたこと、「御能」拝見時には四品と同列に扱われたことなどである。また就隆の子元賢の初お目見えでも太刀一腰と馬代として黄金十枚を献上したなど、初期の厚遇ぶりを数字等を挙げて示している。②具体性の付与は野上村への館移転についてでも強調される。將軍家光の厚い「御懇命」もあつて、古城地でもある野上への移転が許され、その屋敷には、西には堀・土手・堀・門を、東と北は片岸であるのその上に堀を、南は土手・堀・門を備えたという。さらに三重の堀と石垣なども残っており、一般的な館の構えとは異なり、全くの「城形」であるとす。以前には堀や塀などの防御施設があることは示していたが、四方の状況を具体的かつ詳細な説明を加えている。また三重の堀や石垣は古城の名残であろう。こうしたことも、一国一城であるべきはずの中、これらの存在が問題視されなかった理由を、家光への近侍といった將軍との関係、ひいては就隆の厚遇に求めている。

その上で、広鎮によるこれまでの功績を列記した後、さらなる貢献を望むものとして一万石余の「高増」をして四万石余の高とし、それに見合った奉公をさせることを明示した。そして、

徳山藩を「城主格」とした場合、周防国内には同じような城持ちである者はなく、居城である萩からも離れていることから、領内の統治上も都合がよいという。徳山に城主格を許されたとしても「兼而被仰出之御趣意ニふれ候儀ニも無之」とも言っている。以前出された指示の趣意については明示されていないが、いわゆる元和の一國一城令との関係が想定できる。この幕令により、防長兩國で言えば、毛利秀元の居城地である長府の城は破却したが、天明三年に城主格を願い許されている。これにより一國一城であつても古城地であれば「城主格」が認められる先例があるので、古城の痕跡が残り、しかも城に類似する防御施設を備える徳山も「城主格」が認められてよい、という見方である。また、この伺書の中に「城郭無之部茂于今者其格被仰付候並茂間々有之候由」との近年の状況にも合致したものととも言っている。このように、徳山藩を城主格とした場合に都合が生じない(利点すらある)を挙げ、再度の願書提出についての内慮を伺うのだった。

さて十一月三日にも齊元は、水野に書面を渡して検討を依頼すると共に、十八日にも願書を同じく水野に手渡ししている。十八日の願書は、九月晦日に水野に提出した伺書に記されたこれまでの経緯や、一万石余の高増とそれに見合った奉公の申し出

をコンパクトにまとめたものである。在府中の齊元が、水野に直接接触して認可を求めようとしていたのだった。

一方で、十一月十日には徳山藩家老の鳥羽静馬を萩藩江戸屋敷に呼び出し、今回の交渉については他に漏洩しないよう注意を促している。このような申し入れを行った萩藩の真意は不明だが、十一月三日の水野への申し入れでは、徳山藩の城主格認可要望だけではなく、長府藩と岩国の吉川家についての内願成就も依頼しており、内容がみだりに外部へ漏れることによる幕府からの信頼失墜への恐れや、それぞれの内願を通すにあたって細心の注意を払い、全体のバランスを取りながら交渉に臨んでいる中、それに悪影響を及ぼさないような配慮を求めたものと今は考えておきたい。

(2)天保五年

天保五年は、齊元が正月十八日から江戸を離れ萩に滞在していた。そうした中で動向として、一つは願書の文面の練り直しが行われたことが挙げられる。齊元出府時の提出に備えるものであった。大きく変更が加えられたのは、天保四年九月晦日に出された「5」の伺書中に見える「私領国之内於周防国者外

二其列茂無之、兼而被 仰出之御趣意ニふれ候儀ニも無之、居城方余程程遠之儀ニ茂御座候付、幸一廉之締方都合ニ茂相成候間」の部分である。ここに手が入ったのは、余りに国内的事情が優先されていて、幕府の同意が得にくいと判断されたためではなからうか。

それへの変更案では、異国船への対応を主張し、当時の問題に引き付けた理由付けを行っている。すなわち、萩藩領は九州に隣接し、また海岸線が長いことから異国船への対応が求められる。城主格となればそこを拠点に家臣一同海辺の防御に精勤することができ、さらに周防国には徳山毛利家以外に末家の者がいない中、古城跡にある石垣などに修復の手を入れることで要害設備も一定程度整えることができるであろう。また「高増」により軍役もこれまで以上に負担するので、海岸警衛の任にも堪え得る。萩城からも離れた地であるので、徳山が城主格となると都合がよい、との主張を展開する。海防に苦慮している当時の幕府に対して、防衛上の利点を挙げることで、城主格の認可を得やすくする目論見であろう¹⁹。状況判断として適切なものであると考えられる（伺書〔6〕）。

またもう一つは、正確な時期は特定できないが、天保五年の早い段階で、養嗣子齊広が田安家へ年頭の祝詞を述べるために

訪問した際に、徳山藩城主格について申し入れを行っている⁽²⁰⁾。田安家とは、萩藩八代藩主毛利治親の正室に田安家初代宗武の女を迎えてから繋がりを持つ。この田安家への申し入れが大きな力となったことは後述する。

(3) 天保六年

天保六年は、幕府関係者から得た情報に従い、願書の提出が行われた。三月十三日付けの江戸留守居根来主馬の書状によれば、田中・神原の両名が楊井孫太郎へ内々に語るには、広鎮の出府を待つて萩藩から再度の願書提出があるというとのアドバイスがあつたという。それを受けて萩藩では、願書の作成を行い始める。また六月十五日付けの同人の書状では、田中・神原両名が願書の添削を行い、清書を整え、大殿様・若殿様（隠居の齊瀨と養嗣子齊広）にも伺い、広鎮への確認を終えて、六月八日、老中の大久保忠真と松平康任に願書を提出したとのことである。

その願書の修正された様子がわかるのが〔7〕である。特に両名の添削で大きく手が入ったのは最後の部分である。ここまで触れてこなかったが、今までの願書の末尾には、「新規存付之

儀相願候訳二者無之」と、徳山藩の城主格への願いは新たなものではないと主張していた。しかし、その文言は全く落とされている。また、この願いが成就しなかった場合の影響として、老年になった広鎮は勿論、自分(斉元)も甚だしく心痛するようになるので、よろしくお願いしたい(城主格を認めてほしい)といった文言も削除された。添削による修正では、先祖からの念願は一段と黙止していられず、また家来・領民に至るまでひたすら城主格が認められることを願っている。万が一その願いが成就しなかった場合には、家来・領民の「氣請」にかかわることであり、一方で私(斉元)にとつては、同じ末家の願い出でありながら幕府への力の入れ具合が違ふなどと思われなやか大いに心配である。広鎮も老年に至り、ここで不調に終わるようなことになれば命にかかわるのではないかと心痛している。ついでには評議をお願いするものである、となった。

さてこの年の中頃までは幕府の状況に手ごたえを感じていたのか、九月二十五日に徳山藩家老福岡五郎兵衛を萩藩江戸屋敷に呼び出し、「公辺向之御様子向々都合能相聞候由」との現状を伝え、何としても今年中に成就を果たしたいとし、「御手書先へもさらに申し入れを行うことを伝える。一方で、「追々太分之御物入之儀も有之」と、願ひ成就の暁には莫大な出費が想定さ

れ、それへの備えを進めておくように指示している。

ところが、この頃には幕府役人への運動費用が嵩み、藩財政への負担が一層増したため、家臣の窮乏を招き、藩内の一部には、「徳山之危急浮沈之境」との認識から、家老をはじめとする藩重職の罪状調査を願う投文が萩藩の当役梨羽頼母や直目付、奥番頭などの役宅にあり、さらには斉元の萩下向の道中においても梨羽などの宿へ投文があったという。そうしたことから再度の願書提出の依頼に訪れた徳山藩家老福岡に、不備がないよう申し入れ、十月九日には、福岡からそれへの返答がなされている。

しかし結局年末になっても事態は好転しなかった。年の瀬も迫る十二月二十五日、斉元は再び老中大久保忠真に願書を提出する。その時出された「8」を見てもわかるように、記される事項には大きな変化はなく、ただ、病身で老年となった広鎮には残された時間が少ないことに加え、前年の天保五年十二月十六日、こちらも長く願ひ出していた、長府藩主毛利元義の四品昇進が許されたのに対して徳山の城主格が認められないことにつき、二つの末家の願ひを同等に扱っていないと思われることを恐れる文言も入っている。前述の両末家の内願に対する扱いの一方は長府藩の四品昇進のことだったことがわかり、一方が認

められ、他方が認められない現状への齋元の焦りが感じられる。そうした焦りは、この年の十二月十六日、齋元の従四位上、齊広の左近衛権少将の昇進内願が認められおり、齋元が自身たちの内願を優先したのではないかと広鎮に疑念を抱かれかねない状況にあつたことも無関係ではないだろう。

年内の成就不調が避けられなくなった十二月晦日、徳山藩家老の福間を萩藩江戸屋敷に呼び出し、そうした状況を残念なこととしながら、「全不被相成儀と行詰候御物振ハ無之」との見通しを示し、九月にはこの年末までは関係者への贈物は行うようにとの指示を修正し、広鎮が在府中はそれを続けるように求めた。ただし、藩財政逼迫の折でもあるので、「御手寄先」への金品は減らしてもよいとする。ともかく、これまでの努力を無にしないよう贈物攻勢を継続することが大切だと言う。こうして年が暮れ、いよいよ天保七年を迎える。

（4）天保七年

萩下向を前にした天保七年三月七日、齋元は再び老中の大久保に〔9〕の願書を提出する。文面を見ると、広鎮が家督相続後四十年を迎えたとあるほかは、記される内容はこれまでの願

書と変化はない。ただし文末には、「格別之御仁恵を以当春中二成就仕候様重畳奉歎願候」とあつて、今春中、何としても速やかに徳山藩城主格認可を得たいとの思いを強調する。

齋元は四月二十一日に江戸を發つて萩へ向かうが、奇しくも同日、大久保から萩藩江戸屋敷に呼び出しがあつたので、楊井孫太郎が参上すると書面を渡された。この時渡された書面の内容は、徳山藩へ二万石余の「高増」を願っているが、「余」とはどのくらいを指すのかとの問い合わせで、書付による回答を指示するものであつた。そこで旅中の齋元の許可を得て、大久保には一万十石であることを報告した。ここで初めて、幕府に対し、「高増」は一万十石であることが明示されたのである。

四月二十六日、齋元の名代一人が広鎮に同道して登城するようにとの指示が萩藩江戸屋敷にもたらされ、翌日、その指示に従い、齋元の名代として長府藩主毛利元義と広鎮が登城、老中および奏者と大目付、目付が列座する中で、老中松平宗発から、これまでの内願の筋に対し、格別な取り計らいにより城主格を許し、萩藩から一万十石の高増により計四万十石の務めを果たすように申し渡された。

この時手交された書面は次のとおりである。

日向守内願之趣不容易二者候得共、年来出精相勤、其上

田安方御願之趣も有之ニ付、別段之 思召を以城主格被
仰付、且大膳大夫方一万拾石高増致し、向後四万拾石之
高二而御奉公被為仕旨、是又内願之通被 仰付候⁽²²⁾。

この文面から、田安家によるバックアップがあったことが窺
える。しかもそれは幕閣に対して相当に強いものだったに違
ない。それ故に、わざわざそうした文言が加えられたのだろう。

例えば、天保五年に長府藩主毛利元義が昇進した際の書面には
そのような文言は入っていない⁽²³⁾。毛利元義の昇進と徳山藩の城
主格を同列に論じることができないが、徳山藩の城主格認可が
田安家の支援をも受けながら漸く可能となるほど困難なこと
であった、言い換えれば、幕府としては容易に認可できない問題
だったことと理解できる。

文化十四年から起算すれば二九年、文政八年からであれば一
一年、途中多額な献金を行うなどの努力を重ねて、漸く徳山藩
の願いは聞き届けられたのだった。

二 城主格認可と徳山藩

(一) 江戸

ここからは城主格が認められたことを受けて、徳山藩の状況

を、江戸と国元それぞれについて垣間見てみたい。

まず江戸での状況は、「記録所日記」天保七年四月二十七日条
に、「御用召ニ付、六時過 御出駕御登城、御退出掛り御老君
様方御廻勤、夫方桜田江御出被遊、八半時 御帰館之事」とあ
り、続けて「但、今日御用召之趣ハ、殿様年来御出精御勤被
成候ニ付、格別之以思召御城主格被仰付、且一万十石御高増之
義も此度内願之通被 仰付之通御用番松平伯耆守様被仰越候由
也、委細ハ一件帳ニ有之故爰ニ略之」との但し書きが付されて
いる。ここから、城主格認可後、これに関連する事項は記録所
日記ではなく、「一件帳」にまとめられたことがわかる。この「一
件帳」は、現在も徳山毛利家文庫に伝存する「御城主格・御高
増一件」のことを指すと考えられる。その理由は、「御城主格・
御高増一件」の原初表紙に「記録所」との記述が見え、当該記
録が記録所(より限定すれば「江戸記録所」)で作成されたこと
が窺えるためである。なお、徳山毛利家文庫には同じタイトル
を持つものが二冊伝わる。両者の記述内容は全く同じであるが、
なぜ同様のものが二冊現存するのかについては、当初江戸で二
冊作成され、江戸と国元でそれぞれ管理されていたのかなどと
考えるものの、現在確証は得られていない。

さて、「御城主格・御高増一件」は、城主格認可が言い渡され

る前日、つまり老中から登城の指示が萩藩江戸屋敷へもたらされる四月二十六日から筆を起し、十月十五日まで関係する記事が列記される。

記述の多くは、城主格認可に伴う、幕府関係者・徳山藩関係者への報知（使者の派遣や書状の送付）や贈物、あるいは先方からの返礼などである。例えば、五月十四日の老中による指示に基づき、翌十五日、広鎮の名代として嗣子徳太郎（後の九代藩主元蕃）が登城するが、その後は將軍家育や嗣子家慶に太刀・紗綾・馬代を献上、そのほか、大老、老中、若年寄などへも各種の献上を行うと共に、数日をかけて坊主衆や同朋衆に至るまで、幕府関係者への進物に関する記述が続く。その一方で、交流のある大名や関係のある寺院への報知とそれらからの祝いの使者や品々が徳山藩江戸屋敷に届けられている様子も窺える。

城主格が認められたことによる在江戸の徳山藩関係者の動向を略記すると、四月二十七日には、家臣たちは「恐悦」のために表に出仕し、彼らをはじめ江戸屋敷内の荒仕子に至るまで「御樽肴」が下賜された⁽²⁶⁾。また、夕方には広鎮と嗣子徳太郎とが祝宴を催し、側近くに仕える人々などにも酒が振舞われている⁽²⁷⁾。また徳太郎が名代として五月十五日に城主格認可のお礼登城を無事終えると、「御附御出入之面々」が徳山藩江戸屋敷に「出仕

している⁽²⁸⁾。

（二）徳山

城主格認可の第一報が徳山に届いたのは五月十二日である。そこで、国元の家老・用人をはじめとする家臣に対して十五日に「御歎」として「登城」するように粟屋直之進または兩人役から通達が出される⁽²⁹⁾。余談になるが、この月の五日、端午の祝儀に関する記事では、「端午之為御祝義御家来之面々御館遂出仕、御樽代三ツ宛献上之御礼申上候事」と、「御館」への出仕が指示されるが、城主格認可の報が入るとすぐに、同様の行為でも「登城」と表現が変わっている。もはや「館」ではなく「城」だと主張しているようで興味深い。

また同日、十六日には庄屋や町年寄といった村方と町方の人々、十七日には「寺社家」に対して「御歎」として登城を命じるよう町奉行桜井甚太夫、代官水津幸などへ指示が出ている。こうした指示に基づき、十五日には家臣が、十六日には庄屋・町年寄が、十七日には「寺社家」の人々が「登城」する。また「城下」徳山から離れた奈古・大井両村の庄屋や寺社家で「前々方出来候者」は六月朔日に登城している。彼らは四半時頃に登

城したそうだが、その応対のために大番所と御徒番所の戸を外したとあり(つまり、一時的に大部屋を作る)⁽³¹⁾、彼らはまとまつて「登城」したと考えられる。

これとは別に、五月十六日、藩主菩提寺である大成寺や「祐綏御霊社」、遠石八幡宮へ名代が派遣され、御蔵本の「仕出」による香奠や初穂が献ぜられた。

また、五月十五日に城主格認可のお礼に徳太郎が登城し、無事大役を終えたことについては、六月十五日に徳山に報じられ、同月十七日には再び家臣が登城して「御歓」の意を表した。

おわりに

徳山藩城主格認可の交渉は、長期間をかけて漸くその願いが叶ったのであった。これにより徳山藩はいわゆる陣屋支配から「城持」の格を有することになるのだが、こうした格式の変更は、これまでの秩序を乱すことにも繋がりがやすい。そうしたラブル回避のため、萩藩は徳山藩に対して釘をさすことを忘れていなかった。天保八年十二月五日、次のような申し入れを行っている。

先般日向守殿増高・城主格御願被仰出、於当家茂太慶之

徳山藩城主格一件 (吉田)

儀二候、雖然對御家諸事之格式以來是迄之通全無相違様御心得尤二候、此段日向守殿江可被申聞候

これは、毛利広鎮が病気のため名代として嗣子徳太郎が萩藩江戸屋敷に招かれ、萩藩主となつて間もない慶親から伝えられた内容である。⁽³²⁾ 城主格となつても「御家」での格式はこれまで通りであると通達し、同日、広鎮からも了承した旨書状により回答を得ている。⁽³³⁾ 幕府の待遇の上昇は、毛利家の秩序に波及させないという点が双方で確認されているのだった。

註

- (1) 『徳山市史 上巻』(徳山市史編纂委員会、三版、昭和五十九年)。
- (2) 本稿執筆上の基本資料は、当館蔵毛利家文庫 24 末家 83 「徳山御内願一件」である。特に断らない限り、当該資料からの引用である。
- (3) 文政八年の動向は毛利家文庫 31 小々控 20 (37 の 24) 「毛利大和守様御城主格之儀御内願之事」にも詳しいが、ここにはその前段階の文化十四・十五年の動向も記されている。
- (4) 毛利家文庫 遠用物近世後期¹⁷⁴の 3。
- (5) 毛利家文庫 遠用物近世後期¹⁷⁴の 4。
- (6) 毛利家文庫遠用物近世後期¹⁷⁴に含まれる四通の願書類のこと。差出人を広鎮とするものを二通としたのは、一通は毛利大和守とあり、もう一通は差出人名はないが、文書冒頭に「私家初代」となっていて、毛利大和守とあるものと同じ書き出しであることから判断した。
- (7) 前掲註 (3)。
- (8) 余談だがこの記録については「公儀江相拘り候儀者少シも洩無之記シ」とあり、当時からその評価は非常に高かったことが窺える。
- (9) 「城」という観点から言えば、関ヶ原合戦後の周防・長門移封の際、萩以外には長門国には長府、周防国には鴻ノ嶺(山口)・横山(岩国)の計三城郭が存在したが、元和元年の一国一城の幕令により、これら三城はすべて破却し、萩城だけを残した経緯がある。長

府については、初代秀元の由緒がある古城であり、天明三年(一七八三)に城主格が認められたが、三代藩主毛利綱元まで侍従に任ずる家柄であり、他家とのバランス上も問題がないとの判断があった。

- (10) 文政九年正月十八日江戸発。文政十年四月十九日江戸着。
- (11) 当館蔵徳山毛利家文庫「外礼方」91「兼而御内願被成候付、御上納金之義被仰出一件」。
- (12) 例えば、「江戸記録所」の日記(記録所日記 775)文政十二月八日条に、翌九日に毛利広鎮の名代として「二類」を派遣するよう幕府からの指示を受けて、長府藩の嗣子毛利元寛を名代とする旨届け出た記事に続けて、「但、委細一件帳有之故爰二略之」とあって、ここで言う「二件帳」が当該記録と考えられる。また、この記録の原初表紙には、作成者として「記録所」と記され、これが「江戸記録所」で作成されたことを示す根拠となる。なお、本稿では国元の記録所と区別するため、江戸の記録所を「江戸記録所」と仮称する。
- (13) 徳山毛利家文庫「御手紙控」327。
- (14) 徳山毛利家文庫「御書出控」76。
- (15) この願書提出にあたり、萩藩への報告は九月十八日なので、その直前またはその当日の提出と考えられる。
- (16) 細かく見れば、経緯説明の順序が入れ替えられたりしているほ

か、広鎮が家督相続以来当年までの年数を「三十ヶ年余」と記したり、諸門警衛や伝奏馳走などを「御役御用等」と一括りにしたりするなど、表記上の違いはある。

(17) 四月二十四日に江戸出立。

(18) この頃の吉川家の内願については、毛利家文庫25吉川事142「岩国内願一件」に詳しい。

(19) (6)に挙げた願書は、註(21)で述べる神原の添削を受け、十月二十七日、老中大久保忠真・松平康任に提出された。

(20) 二月二十九日付の楊井孫太郎書状に記述があるので、そこからあまり遠くない時期と推定できる。

(21) 書面には「田中殿・神原殿」とあるのみで人物比定が難しいが、根来が兩名への敬称を殿付とすることから、高位ではない幕府関係者と推定した。また田中と神原は同役だと仮定すると、深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』25(東洋書林、一九九八年)によれば、この年の御奥右筆に「田中古蔵」と「田中達次郎」、および「神原孫之丞」がいる。願書の添削ができるということは、それを可能とする知識と技能を持ち合わせている必要がある、祐筆であればその条件を満たすと考え、ここでは奥右筆の田中と神原と比定しておきたい。ただし田中を名乗る者が二人いて、どちらであるかを確定できていない。

徳山藩城主格一件(吉田)

(22) 徳山毛利家文庫「外礼方」90「御城主格・御高増一件」。

(23) 当館蔵桂家文書314。毛利元義に渡された四品昇進認可の書面は次のとおり。

毛利甲斐守

其方儀 本家より増高府中江所替以後、例も無之昇進之御沙汰ニ難被及候得共、別段之 思召を以四品被 仰付候、家格者不相成事候

元義の昇進に田安家が関与したかは不明でもあり、また本文でも記したとおり、元義の昇進と徳山藩城主格を同列に論じられないが、これを見る限り、田安家に関する記述はない。

(24) 徳山毛利家文庫「記録所日記」842。もちろん一切の記事が「御城主格・御高増一件」に記載され「記録所日記」に現れないわけではなく、例えば同年五月十五日条に、名代として城主格認可のお礼言上のため登城した嗣子徳太郎の行動は簡単ながら記されている。

(25) 前掲註(22)。「外礼方」89も同名で、内容も同じである。また、前掲註(24)の「記録所日記」842同年六月十五日条にも、城主格認可を受けて家中に広鎮へ拝謁と、家臣からの樽代献上がなされた記事に続けて、「但、委細之義ハ一件帳ニ有之故爰ニ略之」とある。

(26) 徳山毛利家文庫「記録所日記」842。

(27) 徳山毛利家文庫「御居間日記」580。

(28) 同前。

(29) 徳山毛利家文庫「御手紙控」349。

(30) 徳山毛利家文庫「御蔵本日記」947 五月十五日条。

(31) 徳山毛利家文庫「記録所日記」840 六月朔日条。

(32) 城主格が認可されて一年以上が経過している。これは、萩藩で

は認可もない五月十四日に隠居の斉熙が、九月八日藩主の斉元が、

十二月十日には新藩主の斉広が死去し(公表は翌年三月十五日)、

慶親が家督相続する事態が発生していたためと考えられる。

(33) 天保五年に四品への昇格を果たした、長府藩主毛利元義に対し

ても、萩藩からは次のような申し入れを行っている(桂家文書314)。

今度 御昇進被遊候付而者、被対 御本家江諸事之御格式是迄

之通御相違無之儀者勿論之事情、御昇進被遊候付、御格相似

合御脇並之趣も可有之候得共、御本家之於御規矩者是迄之通

御相違無之儀、御家来中之心得肝要之儀ニ候、往々以万端違客

却無之様被 仰出候条、此旨御心得被成候様との御事、

やはり徳山藩城主格と同様、格式の変更までは認めていない。

【凡例】

* [1] は毛利家文庫遠用物近世後期1704の5、その他は毛利家文庫24

末家83 「徳山御内願一件」から引用した。

* 欠字・平出はいずれも一文字分空けている。

* 修正箇所は二重線で抹消し、その下の「」において修正後の文言

を入れた。

* 字体は新字体を基本とした。

〔1〕文化十五年二月一日〔毛利広鎮添書写〕

私家初代日向守儀者、本家松平大膳大夫先祖宗瑞次男ニ御座候而、慶

長十六年九月廿八日、拾歳ニ而、於駿府 御城 権現様 御目見被 仰

付、十月十日江戸表江被遊 御発駕候ニ付、御供被 召連、同十七日、

台徳院様 御目見被 仰付、蒙 御懇之 上意、御手元之御道具類

拝領、十一月廿三日、権現様駿府江 還御、其節儀御供被 仰付候ニ付、

従 台徳院様御馬拝領被 仰付、同十八年五月廿八日御暇被下候ニ付、

御脇指・御馬等拝領被 仰付、同十九年為参勤十二月十日伏見到着、同

十七日於平野表 台徳院様江 御目見、翌十八日住吉御本陣ニ而 権現

様・台徳院様 御目見被 仰付、御陣中江御留置可被遊候処幼年之

儀二付、江戸表江早々罷下り、御城近辺警固仕候様被 仰付候、其節
家来共 御手先江相加り申度念願ニ而武器持参仕候段申上候処、心懸尤
之旨蒙 上意、然共先於此度ハ江戸表ニ可相詰旨被 仰付、即日主從発
足仕、為用心道中甲冑着勝手次第被 仰付候而江戸罷下り候、其外 御
上落之節并日光 御社参之節茂供奉度々相勤 大猷院様ニおいて茂毎
度 御目見、御乗馬之節茂度々御相手を茂被 仰付、御三代様共格
別蒙 御厚恩、殊二元和八年十二月廿八日叙爵を茂分知以前ニ被 仰付、
誠以冥加至極難有仕合奉存候、左候而、父宗瑞并 兄長門守を兼而奉
願置候通寛永十一年三月十九日分知御奉公被 仰付、外様中大名並被
召仕、在所江御暇被下候節拝領物、且在着御礼献上物、参勤之時節在所
使者を以奉伺候義等、尚又二代日向守迄者家来 御目見被 仰付、乗物
之儀茂 御免被 仰付候へ而廉々同席・同高並格別之御仕成ニ被 召仕
候、於當時茂 御暇之節拝領物、在着御礼献上物、参勤時節御同等之義
格別之御仕成被 仰付、重畳難有仕合奉存候、然処、初代日向守ニおい
て城主格念願ニ御座候而、分知翌年十月六日、本家長門守を日向守城
主格之儀奉伺候候、分知相願間茂無之義ニ付、先當時之儀者見合候様、
同月廿一日土井大炊頭殿を御差込御座候、依而者時節を以尚又御願申上
度心得ニ御座候所、彼是差支有之、乍残念其旨子孫江申残置候、二代日
向守ニおいても、家督無間病死仕、父之念願難相繼、其後茂代々念願不
浅御座候得共不容易義ニ而、是迄打過候儀ニ御座候処、乍恐何卒先祖之

志相立申度、素々私儀茂深心願仕候ニ付、本家大膳大夫江申聞候処
先祖相願御差込振茂有之事ニ付、願共可申由ニ御座候、將又私在所之義
本家分知御者周防国下松ニ而、當時同国徳山ニ罷居候、徳山之儀者、古
名野上村与申、住居締宣地ニ付、慶安元年屋鋪替之儀奉願候、其構堀を
掘り、築土手、掛塀、門建等願之通被 仰付候、同三年普請出来之御、
野上村之地名徳山与相改度段申上、御聞届被成下候、右徳山之儀者大内
家一類三卷弘家与申者城跡ニ御座候而、石垣等茂残居候義ニ御座候、則
私屋鋪統ニ御座候、此度 大膳大夫を私家柄城主格之儀奉願候ニ付、家
柄格別之 御厚恩相蒙候訳入御聞置申候、以上、

月 日

〔2〕文政八年十二月十日 〔毛利資元伺書寫〕

私末家毛利大和守元祖日向守就隆儀者、中納言輝元次男ニ而、幼年之中
於駿府 権様始而 御目見被 仰付、夫々江戸参上、台徳院様 御
目見被 仰付、献上物仕、拝領物等被 仰付候儀茂御座候、元和七年方
寛永十五年迄十八ヶ年之間、江戸定詰仕、同年始而御暇被下、夫以来参
勤交代仕候、尤寛永十一年春長門守秀就を御願申上候而被下置候領知之
内、就隆江内証分仕候、就隆嫡子日向守元賢、父之家督無相違被下置、
引続代々御奉公申上有難仕合奉存候、此上恐入候申事御座候得共、大和
守事、城主格ニ被 仰付被下候へ、無此上仕合奉存候、右御願之趣者、

寛永十二年冬長門守秀就方御窺仕候処、分知願間茂無之故、先見合候様ニ与土井大炊頭殿方御達有之、窺書被差返候段大和守家之旧記ニ有之候私家二者申伝而已ニ而其後類焼之節記録等焼失仕候部茂有之候得共、大和守所ニ而者旧記等茂有之、右御窺懸り之事ニ付、此儀昔年以來之内願ニ御座候得共、是迄被者家數代之内二者家督間茂無之病死仕、或者故障又者病身ニ而隠居之御断等申上候付、ケ様之儀申上候期茂無御座候処、当大和守儀、過ル寛政九年父之家督被下置、当年迄二十九ヶ年之間御奉公申上、所々御門番其外関東筋川々御普請御用・伝奏御馳走之御役等被仰付、奉遂其節候、且又同列之内未家衆ニ茂城郭無之部茂於于今者城主之列被、仰付候並茂有之様相聞候間、彼是之趣被聞召分、何分ニ茂宜御評儀被成被下候様奉願候、此段、御内慮奉伺候、以上、

十二月 御名

〔3〕文政十年六月五日 〔毛利斉元願書寫〕

私末家毛利大和守元祖日向守就隆儀者、中納言輝元次男ニ而、幼年之中於駿府 権様江初而、御目見被、仰付、夫方江戸参上、台徳院様御目見被、仰付、献上物仕、拝領物等被、仰付候儀茂御座候、元和七年方寛永十五年迄十八ヶ年之間江戸定詰仕、同年始而御暇被下、夫以來参勤交代仕候、尤寛永十一年春長門守秀就方御願申上候而、被下置候領知之内就隆江内証分仕、同十二年日向守儀城主格被、仰付被下候様長門守

秀就方御窺仕候処、分知願間茂無之故、先見合候様ニ与土井大炊頭殿方御達有之、窺書被差返候段大和守家之旧記ニ有之候、私家二者申伝而已ニ而、其後類焼之節記録等焼失仕候部茂有之候処、右之通大和守家ニ而者旧記有之候得共、前断之次第ニ付、無間御願仕候段茂恐入、是迄打過罷在、猶被者家數代之内二者家督間茂無之病死仕、或者故障又者病身ニ而隠居之御断等申上候付、此儀昔年以來之内願与者申、ケ様之儀申上候期茂無御座候処、当大和守儀、過ル寛政九年父之家督被下置、当年迄三十ヶ年余御奉公申上、所々御門番其外於に時被、仰付候御用度々奉遂其節、猶此度内願ニ依而上納金を茂被、仰付、重畳難有仕合奉存候、此上恐入候内願ニ者御座候得共、大和守儀城主格被、仰付被下候ハ、無此上仕合奉存候、右御用等度々相勤并新規存付之趣意を以相願候訳ニ者毛頭無御座、寛永十二年長門守方御窺懸り之趣茂有之、且同列之内未家衆ニ茂城郭無之部茂於于今者城主之列被、仰付候並茂有之様相聞候付、去ル四年ニ茂御内慮奉窺置候処、私儀此度参府仕候上、猶又内願仕候付難止、御内々申上候、右様之儀再応内願仕候茂外之御障等之儀茂奉恐察候得共、前文ニ茂申上候通旧年願懸り之処被聞召分、何分ニ茂厚く御評議被成下候様奉願候、以上、

六月五日 御名

〔4〕文政十一年四月十日 〔毛利斉元伺書寫〕

私末家毛利大和守元祖日向守就隆以来城主格内願之趣有之、当大和守心願之筋者去ル西年御内慮相窺置候趣茂有之候付、去亥年再願申上候処、御書取を以書面内意之趣者難相整旨被 仰渡、奉得其意候、然上者又々申上候段重疊奉恐入候得共、誠ニ難得止事次第二付、不顧憚内願仕候儀ニ御座候、先達而茂申上候様大和守元祖日向守就隆者、中納言輝元次男ニ而、幼年之内於駿府 権現様江初而 御目見被 仰付、夫江江戸參上、台徳院様 御目見被 仰付、献上物仕、拜領物等被 仰付候儀茂御座候、元和七年方寛永十五年迄十八ヶ年之間江戸定詰仕、同年始而御暇被下、夫以来參勤交代仕、其内寛永十一年春長門守秀就方御願申上候而、被下置候領知之内就隆江内証分仕、同十二年日向守儀城主格被 仰付被下候様長門守秀就方御窺仕候処、分知願間茂無之処、先見合候様ニ与土井大炊頭殿方御達有之、窺書被差返候段大和守家之旧記ニ有之候、私家ニ者其後類焼之節記録等焼失仕候部茂有之、申伝而已ニ而御座候処、右之通大和守家ニ而者旧記有之候、然其前断之通大炊頭殿方御差因之趣茂有之候間、無間御願仕候段茂奉恐入、其後彼者家数代之内ニ者家督間茂無之病死仕、或者故障又者病身ニ而隠居之御断等申上候付、此儀昔年以來之内願与者乍申、ヶ様之儀申上候期茂無御座是迄打過罷在候処、当大和守儀 過ル寛政九年父之家督被下置、当年迄三十ヶ年余御奉公申上、時之御役・御用等度々奉遂其節、猶 御威光を以家来・領民ニ至迄常々一和仕、全儉約相用、大和守御奉公筋差障無之様ニ与而已専心掛罷在候段難

徳山藩城主格一件 (吉田)

有仕合奉存候、依之先達而茂申上候様此上恐入候内願ニ者御座候得共、大和守儀城主格被 仰付被下候ハ、無此上仕合奉存候、全新規存付之趣意を以相願候訳ニ者毛頭無御座、寛永十二年長門守方御窺懸り之趣有之候付、頗ニ内願仕候儀ニ御座候、右ニ付先年以來之趣大和守家来者不及申、領民ニ至迄相願居候故、先達而方奉願候趣ニおゐて者大和守領内一統自然与承り伝、当年在所江之御暇被 仰出候ハ、帰邑之節迄ニ者御沙汰之品茂可有御座哉与領内奉而相待罷在候趣ニ相聞、大和守家来其外未々不勘弁之者ニ至り候而者示方等差者深く心配仕罷在候段頗ニ相歎候、依之何共奉恐入候儀ニ者御座候得共、内願通宜御評議被成下候者、此後万一軍役其外御用等被 仰付候節茂人氣一入相励可奉遂其節儀ニ御座候、左候得者領内一統之氣請ニ茂相拘り、領政取治ニも相響キ可申哉与大和守深く内願心痛仕罷在候付、難黙止、於私茂甚心痛仕候、一旦被 仰出候儀を又々申上候段幾心茂恐多奉存候得共、新規申上候筋ニ無御座、彼是之趣御勘弁被成下、偏ニ別段之御愛憐を以宜御評議被成下候様仕度、左候ハ、弥領内一統感伏仕、大和守御奉公筋之第一ニ御座候間、此段内願仕候而茂不苦儀ニ可有御座哉、御内慮奉伺候、以上、

四月十日 御名

[5] 天保四年九月晦日 [毛利斉元伺書写]
私末家毛利日向守元祖日向守就隆以来城主格内願之趣有之、当日向守心

願之筋者去ル文政西年御内慮相伺、其後再三申上候様、日向守元祖日向守就隆者中納言輝元次男二而、権現様・台徳院様・大猷院様御代々格別御懇之蒙、上意、毎度御脇差・御馬等其余品々拜領物等茂仕、万端其御仕成結構被、仰付、於御内証二おゐてハ、御懇之程数々難申上御座候、寛永十一年長門守秀就方御願申上候而被下置候領地之内就隆江内証分仕、同十二年日向守城主格被、仰付被下候様長門守秀就方御伺仕候処、分地願聞茂無之故先當時見官候様二と土井大炊頭殿方御達有之候趣兼而申上候次第二御座候、右二付、周防国野上村之儀者古城地二茂候間、長門守秀就并日向守就隆方茂正保西年所替之儀奉願候処、其頃者、大猷院様御代二而御側近被、召出、厚蒙、御懇命候趣も御座候而、御免被仰付、其後普請出来之上、徳山と地名相改、以来居住仕候、右、御免被仰付候御奉書之趣茂彼地構所、西之方堀を掘、築土手、掛堀、門建之事、東・北之方者片岸二付、其上掛堀之事、南之方築土手、掛堀、門建之事、絵図面之通と有之、堀三重石垣等茂相残居、全城形二而、並之屋敷構二も無御座候、尚同高・同列並と者格別之御仕成も有之候、初代日向守三次郎と申候節、日光、御社參供奉相動、雖為無官依、上意官服着用、尚叙爵を茂分知以前二被、仰付、其以後日光、御社參供奉外様席不被、仰付候処、格別之、思召によつて被、召連候儀茂御座候、且年始御礼日向守儀者諸大夫二而四品一列、御目見被、仰付候儀茂御座候、分知以後參勤時節茂在所使者を以相同、御暇之節卷物二十卷一編形御座候御座候、御丸共台

居三而拜領被、仰付、在着御礼献上物之儀茂相伺候処、並方とも違候間、五万石以上之振合二而二種一荷献上可仕之旨土井大炊頭殿方御差図有之、持鍵等茂一对、御免被、仰付、御能之節者四品一列紅葉之間御被被仰付、在府・在邑共正月三日御御盃台等も献上仕来候廉々當時以其格二御座候、二代日向守嫡子初而、御目見之節者、御太刀一腰・御馬代黄金十両・御服等献上之、継目之、御礼申上候付、黄金十枚・綿百把献上之、家来両人、御目見被、仰付、乗物之儀茂相伺候処、御誕茂有之候得共、格別之訳を以、御免、被、仰付、全城主之御仕成二御座候、右之外格合宜敷事茂有之候趣茂御座候得共、私家二者度々之類焼二而旧記焼失仕候廉茂有之、申伝而巳二而連綿不仕候得共、日向守家二者旧記有之候、前断之廉々を以追而以時節可奉願旨子孫江申伝、代々其念願不淺候得共、兎角差障筋有之御願仕候期茂無御座、其上諸国一統之御沙汰二而、末家甲斐守秀元府中居城之儀茂破却仕候処、天明年甲斐守方城主格願之通被仰付、其外城廓「郭」無之部茂於今者其格被、仰付候並茂間々有之候由、依而者日向守方におゐても難默止、前断二申上候通日向守就隆者中納言輝元次男二而格別結構御仕成被、仰付候処、当時無城之列二罷在候段残念至極奉存候、何卒寛永永年長門守秀就方御伺掛御差図振、尚旧格之趣秀厚被、聞召分、日向守城主格被、仰付被下候ハ、先祖江対候而茂無此上難有仕合奉存候、是迄彼者家数代之内二者家督間も無之病死仕、或者故障又者病氣二而隠居之御断等申上候付、此儀昔年以來之内願とは

申ながら、ケ様之儀申上候期茂無御座無茶儀打過候処、当日向守儀、過ル寛政九年父之家督被下置、当年迄三十七ヶ年御奉公申上、參勤交代時節等茂聊遲滞・御断等茂不仕、殊二元来虚弱二者御座候得共相心掛、多年諸出仕等茂精勤仕候趣、尚御役筋伝、奏公家衆御馳走御役向度、関東川々御手伝をも相勤、其余時之御役等相心相勤、既ニ過ル文政十年午纒禄高相応之献金を茂奉願、則御賞美をも被、仰付、多年万端相応之御奉公を茂相勤候儀ニ茂御座候付、何卒此節先祖以来之内願之通城主格被成下候様仕度、寔ニ是而巳奉願居候、依而者禄高当時三万石ニ而御奉公申上候処、内願之通城主格被、仰付被下候者、猶為御奉公此上是迄配地之石高江一万余高増仕、都合四万石余之高を以永々高相応之御奉公を茂為仕度奉存候、左御座候得者、私領国之内於周防国者外ニ其列茂無之、兼而被、仰出之御趣意ニふれ候儀ニも無之、居城方余程程遠之儀ニ茂御座候付、幸一廉之締方都合ニも相成候間、旧格彼是之趣厚御勵弁被成下、偏ニ別段之御愛憐を以宜御評議被成下候様仕度再三申上候段幾慮茂恐多奉存候得共、新規存付之儀相願候訳ニ者無之、先祖以来之念願、何分成就不仕候ハ而者、日向守者不及申、於私茂是迄之參掛旁甚以心痛仕候儀ニ御座候付、誠ニ不得止事奉願度、此段猶又内願仕候而茂不苦儀ニ可有御座候哉、御内慮奉伺候、以上、

九月晦日 御名

徳山藩城主格一件 (吉田)

〔6〕天保五年十月三日 〔毛利元元書案〕

私末家毛利日向守元祖日向守就隆以来城主格内願之趣有之、当日向守心願之筋者去ル文政西年御内慮相伺、其後度々申上候様、日向守元祖日向守就隆者中納言輝元次男ニ而、権現様・台徳院様・大猷院様御代々格別、御懇之蒙、上意、每度御脇差・御馬等其余品々拝領物等茂仕、万端御仕成結構被、仰付、猶於御内証者、御懇之程数々難尽申上御座候、寛永十一年長門守秀就方御願申上候而、被下置候領地之内就隆江内証分仕、同十二年日向守城主格被、仰付被下候様長門守秀就方御伺仕候処、分知願間茂無之故、先當時見合候様ニと土井大炊頭殿方御達有之候趣、兼而申上候次第ニ御座候、右三付、周防国野上村之儀畧占城地ニ茂候間、長門守秀就并日向守就隆よりも正保西年所替之儀奉願候処、其頃者、大猷院様御代ニ而、御側近被、召出、厚蒙、御懇命候趣茂御座候而、御免被、仰付、其後普請出来之上、徳山と地名相改、以来居住仕候、右御免被、仰付候御奉書之趣茂彼地權所西之方堀を掘、築土手、掛堀、門建之事、東・北之方者片岸ニ付、其上掛堀之事、南之方築土手、掛堀、門建之事、絵図面之通と有之、堀三重、石垣等茂相残居、全城形ニ而、並之屋敷構ニも無御座候、尚同高・同列並とハ格別之御仕成も有之候、初代日向守三次郎と申候節、日光、御社參供奉相勤、雖為無官依、上意、官服着用、尚叙爵をも分知以前ニ被、仰付、其以後日光、御社參供奉、外様席不被、仰付候処、格別之、思召によつて被、召連候儀茂御座候、且

年始御礼日向守儀者諸大夫二而四品一列 御目見被 仰付候儀も御座候、分知以後參勤時節茂在所使者を以相伺、御暇之節巻物二十巻（御禮之付儀） 御丸共二台居二而拝領被 仰付、在着 御礼献上物之儀茂相伺候 処、並方とも違候間、五万石以上之振合二而二種一荷献上可仕之旨土井大炊頭殿方 御差図有之、持鐘等茂一对 御免被 仰付、御能之節者四品一列紅葉之間御扱被 仰付、在府・在邑其正月三日御盃台等も献上仕来候廉々當時以其格二御座候、二代日向守嫡子初而 御目見之節者、御太刀一腰・御馬代黄金十兩・御服等献上之、繼目之 御礼申上候付、黄金十枚・綿百把献上之、家来兩人 御目見被 仰付、乗物之儀茂相伺候 処、御誕茂有之候得共、格別之詛を以 御免被 仰付、全城主之御仕成二御座候、右之外格合宣事茂有之候趣茂御座候得共、私家二八度々之類焼二而旧記焼失仕候廉茂有之、申伝而已二て連綿不仕候得共、日向守家二者旧記有之候、前段之廉々を以追而以時節可奉伺旨子孫江申伝、代々其念願不淺候得共、兎角差障筋有之、御願仕候期茂無御座、其上諸国一統之御沙汰二而、末家申斐守秀元府中居城之儀茂破却仕候処、天明年甲斐守方城主格願之通被 仰付、其外城郭無之部茂於于今者其格被仰付候並茂間々有之候由、依而者於日向守方茂難黙止、前断に申上候通日向守就隆者中納言輝元次男二而、格別結構之御仕成被 仰付候処、當時無城之列二罷在候段残念至極奉存候、何卒寛永年長門守秀就方御同掛御差図振、尚旧格之趣芳厚被 聞召分、日向守城主格被 仰付被下候者、

先祖江対候而茂無此上難有仕合奉存候、是迄後者家数代之内二者家督間も無之病死仕、或者故障又者病身二而隠居之御断等申上候付、此儀昔年以来之内願と八申なからケ様之儀申上候期茂無御座、無余儀打過候処、当日日向守儀、過ル寛政九年父之家督被下置、当年迄三十八ヶ年御奉公申上、參勤交代時節等茂聊遲滞・御断等茂不仕、殊二元来虚弱二者御座候得共相心掛、多年諸仕等茂精勤仕候趣、尚御役筋伝 奉公家衆御馳走御役兩度、関東川々御手伝をも相勤、其余時之御役等相心相勤、既二過ル文政十年乍纔禄高相応之献金を茂奉願、則御賞美を茂被 仰付、多年万端相応之御奉公をも相勤候儀二茂御座候付、何卒此節先祖以来之内願之通城主格被成下候様仕度、寔二是而已奉願居候、依而八禄高當時三万石二而御奉公申上候処、内願之通城主格被 仰付被下候ハ、猶為 御奉公此上是迄配地之石高江一万石余高増仕、都合四万石余之高を以永々高相応之御奉公をも為仕度奉存候、茲條得共、私領關北内於開防關者外并其列茂無之、兼而被 仰出之御趣意并之れ候儀并茂無之、唐城并兼程稗據并儀并茂御座候付、非し廉才締丹都并茂相成候間、二左御座候得者、私領国ノ儀ハ九州江隣り候而大洋を引請候海岸而已相統、昔年方異国船手当ノ儀二付而者被 仰出も有之、城下を離れ、程遠き要害・不宣地所并ハ更々不安心兼々心配仕罷在候故、右様内願通被 仰付候ハ、格別之 御威光を以日向守并家来中ハ不能申、領分中諸民等二至迄自然と気力相励、海辺防禦之手当も堅固相守可申、且於周防国者末家之内日

向守而已差置候而外二其列も無之、依而ハ古城跡有形之石垣其余品ニ寄候而者追々相伺候上、修復等も相加候ハ、猶更嚴重之御要害之端ニも相成、且ハ高増軍役人数手当備方等御警衛之御趣意ニも相当可仕哉、私居城より余程程遠之儀ニ付、幸之都合ニも奉存候、旧格彼是之趣厚御勸弁被成下、偏ニ別段之御愛憐を以宜御評議被成下候様仕度再三申上候段幾忘も恐多奉存候得共、新規存付之儀相願候訳ニ者無之、先祖以来之念願、何分成就不仕候而者日向守普替不仕申、儀追々及老年候得者、同人ハ不及申、於私も是迄之參掛勞甚以心痛仕候儀ニ御座候付、誠不_レ得_レ止事奉願度、此撥猶又内願仕候而茂不_レ苦儀并可有御座候様、御内慮幕_レ仲候_レ以上

十月三日 御名

〔7〕天保六年六月八日 〔毛利斉元願書案〕

私末家毛利日向守元祖日向守就隆以来城主格内願之趣有之、当日向守心願之筋者去ル文政酉年御内慮相伺、其後度々申上候様、「通」、日向守元祖日向守就隆者中納言輝元次男ニ而 権現様・台徳院様・大猷院様御代々格別 御懇之蒙 上意、毎度御脇差・御馬等其餘品々拝領物等茂仕、万端其御仕成結構被 仰付、猶於 御内証者 御懇之程数々難尺申上御座候、寛永十一年長門守秀就方御願申上候而被_レ置候_レ領地之内就隆江内証分仕、同十二年日向守城主格被 仰付被下候様長門守秀就方御

徳山藩城主格一件 (吉田)

伺仕候処、分地願間茂無之故、先当時見合候様ニと土井大炊頭殿より御達有之候趣、兼而申上候次第第二御座候、右ニ付、周防国野上村之儀者古城地ニ茂候間、長門守秀就并日向守就隆よりも正保西年所替之儀奉願候処、其頃者 大猷院様御代ニ而御側近被 召出、厚蒙 御懇命候趣茂御座候而 御免被 仰付、其後普請出来之上徳山と地名相改、以来居住仕候、右 御免被 仰付候御奉書之趣茂、彼地構所西之方堀を掘、築土手、掛堀、門建之事、東・北之方者片岸ニ付其上掛堀之事、南之方築土手、掛堀、門建之事、絵図面之通と有之、堀三重石垣等茂相残居、全城形ニ而並之屋敷構ニ茂無御座候、尚同高・同列並と者格別之御仕成も有之候、初代日向守三次郎と申候節、日光 御社參供奉相勤、雖為無官依 上意官服用、尚叙爵を茂分知以前ニ被 仰付、其以後日光 御社參供奉、外様席不被 仰付候処、格別之 思召によつて被 召連候儀も御座候、且年始御礼日向守儀者諸大夫ニ而四品一列 御目見被 仰付候儀茂御座候、分知以後參勤時節茂在所使者を以相伺、御暇之節卷物_二上卷_一、卷被、御覽、御覽、御丸共台居ニ而拝領被 仰付、在着御礼献上物之儀も相伺候処、並方とも違候間、五万石以上之振合ニ而二種一荷献上可仕之旨土井大炊頭殿方御差因有之、持鐘等茂一对 御免被 仰付、御能之節者四品一列紅葉之間御扱被 仰付、在府・在邑共正月三日御盃台等茂献上仕来候廉々、當時以其格ニ御座候、二代日向守嫡子初而 御目見之節者御太刀一腰・御馬代黄金十兩・御服等献上之、継目之御礼申上候付黄金十枚・

綿百把献上之、家来兩人 御目見被 仰付、乗物之儀茂相伺候処、御
 錠茂有之候得共、格別之訳を以 御免被 仰付、全城主之御仕成ニ御座
 候、右之外格合宜事茂有之候趣茂御座候得共、私家ニ者度々之類焼ニ而
 旧記焼失仕候廉茂有之申伝而已ニて連綿不仕候得共、日向守家ニ八日記
 有之候、前断之廉々を以追而以時節可奉願旨子孫江申伝、代々其念願不
 淺候得共、兎角差障筋有之、御願仕候期茂無御座、其上諸国一統之御沙
 汰ニ而、末家甲斐守秀元府中居城之儀茂破却仕候処、天明年中甲斐守城
 主格願之通被 仰付、其外城郭無之部茂於に今者其格被 仰付候並茂
 間々有之候由、依而者於日向守方茂難黙止、前断ニ申上候通日向守就隆
 者中納言輝元次男ニ而、格別結構御仕成被 仰付候処、当時無城之列ニ
 罷在候段残念至極奉存候、何卒寛永年長門守秀就方御伺掛御差図振尚旧
 記之趣芳厚被 聞召分日向守城主格被 仰付被下候ハ、先祖江対候而
 も無此上難有仕合奉存候、是迄彼者家数代之内ニ者家督間茂無之病死仕
 或者故障又者病身ニ而隱居之御断等申上候付、此儀昔年以來之内願とは
 申ながら、ケ様之儀申上候期茂無御座無余儀打過候処、当日向守儀、過
 ル寛政九年父之家督被下置、当年迄三十九ヶ年御奉公申上、參勤交代時
 節等も聊遲滞御断等も不仕、殊ニ元來虚弱ニ者御座候得共相心掛、多年
 諸出仕等茂精勤仕候趣、尚御役筋伝 奏公家衆御馳走御役両度、関東
 川々御手伝をも相勤、其余時之御役等相応相勤、既ニ過ル文政十年乍纔
 祿高相応之献金を茂奉願、則御賞美をも被 仰付、多年万端相応之 御

奉公仕候相勤儀儀并御座候付何卒此節先祖以來之内願之通城主格被
 成下候様仕度寔ニ是而已奉願居候、依而者祿高當時三万石ニ而御奉公申
 上候処、内願之通城主格被 仰付被下候者、猶為御奉公此上是迄配地之
 石高江一万余高増仕、都合四万石余之高を以永々高相応之御奉公をも
 為仕度奉存候、左御座候得者、私領国之儀者九州江隣り候而、大洋を引
 請候海岸而已相続、昔年方異国船手当之儀ニ付而者被 仰出も有之、城
 下を離れ程遠き要害不宜地所坏者更々不安心、兼々心配仕罷在候故、右
 様内願通被 仰付候者、格別之 御威光を以日向守并家来中者不能申、
 領分諸民等ニ至迄自然と氣力相励、海辺防禦之手当も堅固ニ相守可申、
 且於周防国者末家之内日向守而已差置候而、外ニ其列茂無之、依而者古
 城跡有形之石垣其余品ニ寄候而者追々相伺候上、修復等茂相加候ハ、
 猶更嚴重之御要害之端ニ茂相成、且者高増軍役人数手当備方等旁御警衛
 之御趣意ニも相当可仕哉、私居城方余程程遠之儀ニ付、幸之都合ニ茂奉
 存候、旧格彼是之趣、厚御勤弁被成下、偏ニ別段之御愛憐を以宜御評議
 被成下候様仕度再三申上候段幾心も恐多奉存候得共、新規仕付仕儀相願
 儀誤仕者無下、先祖以來之念願、何分成就不仕候而者日向守儀連片及舊
 儀傳者、即人々不仕申、於私茂是迄并參掛御事以心痛仕候儀并御座候
 間、何分此段并様奉願儀、以廿一、念願亦増黙止かた、家来領民下々
 二至迄只管夫而已奉仰願、万一成就不仕候而者一同氣請ニ茂相拘、且ハ
 於私双方末家之儀願方ニ不同も有之哉ニ相聞可申哉と不得止事義理合

相廻心配不少奉存候、此段不一通厚御賢察被成下候様奉願候、日向守儀
追々及老年候儀二付、此節不相調候而ハ実二茂拘り可申哉ト是亦
深く心痛仕候儀ニ御座候、何分此段宜御評議被成下候様偏ニ奉願候、以
上、

〔8〕天保六年十二月二十五日 〔毛利斉元願書写〕

私末家毛利日向守城主格内願之儀者追々奉願置、猶又申上候段奉恐入候
得共、何卒当年懇願成就被 仰付被下度、当日向守儀、過ル寛政九年父
之家督被下置、当年迄三十九ヶ年御奉公申上、參勤交代時節聊遲滞御断
等も不仕、多年諸出仕精勤仕、尚御役筋伝 奉公家衆御馳走御役向度、
関東川々御手伝をも相勤、其余時之御役等相応相勤、既二文政十年纔な
から禄高相応之献金之儀奉願、則御賞美をも被 仰付、多年万端相応之
御奉公申上、幸二一代之内右躰御用向相勤候儀も難求得時節ニ御座候間、
寸功之端ニも被 思召加、偏 御愛憐を以先祖以来之念願相整候様奉歎
願候、依而者禄高当時三万石ニ而御奉公申上候处、内願之通城主格被
仰付候者、是迄配地之石高江一万石余高増仕、都合四万石余之高を以
永々高相応之御奉公をも為仕度奉存候、私領国之儀者九州江隣り候間、
大洋を引受候海岸而已相統、異国船防禦之手当之儀ニ者兼而被 仰出茂
有之、城下を離れ程遠き要害・不宜地所坏者甚不安心ニ而兼々心配仕罷
在、全新規存付之儀ニ而者無之、周防国野上村之儀者古城地ニも候間、

徳山藩城主格一件 (吉田)

長門守秀就并日向守就隆方茂正保酉年所替之儀奉願候处、其頃者 大猷
院様御代ニ而御側近被 召出、厚蒙 御懇命候趣も御座候而 御免被
仰付、其後普請出来之上、徳山与地名相改、以来居住仕候、右 御免被
仰付候御奉書之趣も彼地構所西之方堀を掘、築土手、掛堀、門建之事、
東・北之方者片岸二付、其上掛堀之事、南之方築土手、掛堀、門建之事、
絵図面之通与有之、堀三重、石垣等茂相残居、全城形ニ而並之屋敷構ニ
茂無御座候、殊ニ於周防国者末家之内日向守而已差置候而外二者列茂無
之、依而者古城跡有形之石垣其余品ニ寄候而者追々相伺候上、修復等も
相加候者、猶更嚴重之御要害之端ニも相成可申候、左候得者、全新規築
城之訳ニ無之、自然城郭同様之要害ニ付、願之通城主格高増被 仰付候
得者、軍役人数手当備方等格別手厚も相成、異国船渡来之節警衛之御趣
意ニ茂相当可仕哉、私居城方余程程遠之儀ニ付、幸之都台ニも奉存候、
何卒懇願仕候通被 仰付被下候者、日向守并家来共者不及申上、領分中
諸民ニ至迄 御威光奉感伏、氣力相助、海辺防禦之手当茂益嚴固相守可
申奉存候、右之通先祖以来懇願仕、日向守儀前断之通勤功も有之候处、
次第ニ及老年候得者、兎角病身ニ相成、弥以難移時日只管奉願候、幾心
も再三申上候段恐多奉存候得共、既二旧臘者毛利甲斐守儀格別之 思召
を以四品昇進被 仰付、今般私父子結構ニ被 仰付、重畳莫加至極難有
仕合奉存候、就而者日向守念願弥増難黙止、万一成就不仕候ハ而者、於
私双方末家之儀願方不同茂有之哉与存込可申茂難計、不得止事義理合相

迫り心配不少奉存候、最前も申上候様、日向守右之念願日夜相擬、此節不相調候ハ而者実ニ心命ニも拘り可申哉与是又深く、心痛仕候儀ニ御座候、何分篤与御勘察被成下、格別之 御仁恵を以当年内成就仕候様呉々茂奉願上候、以上、

十二月廿五「六一」日 御名

※日付に修正があるが、二十五日に老中の大久保へ提出とあるので、冒頭は二十五日付としている。

〔9〕天保七年三月七日 「毛利斉元願書写」

私末家毛利日向守城主格内願之儀者追々奉願、猶又旧臘委細書面ニ申上置、今又申上候段泰恐入候得共、何卒懇願成就被 仰付被下度、当日向守儀、過ル寛政九年父之家督被下置、当年迄四十七ヶ年御奉公申上、參勤交代時節聊遲滞御断等茂不仕、多年諸出仕等精勤仕、尚御役筋伝 奏公家衆御馳走御役両度、御普請 御手伝を茂相勤、文政十年乍纒禄高相応之献金之儀奉願、則御賞美を茂被 仰付、其外時之御役等相応相勤、多年万端相応之御奉公申上候、幸ニ一代之内右躰御用向相勤候儀茂難求得時節ニ御座候間、寸功之端ニ茂被 思召加、偏 御仁恵を以先祖以来之懇願相整候様奉歎願候、依而者禄高当時三万石ニ而御奉公申上候处、内願之通城主格被 仰付候者、是迄配地之石高江一万石余高増仕、都合四万石余之高を以永々高相応之御奉公を茂為仕度奉存候、日向守前断之通

勤功茂有之候处、次第ニ及老年候へ者、兎角病身ニ相成、弥以難移時日は而已只管奉願候、私參勤中成就被 仰付被下候ハ、日向守者不及申上、於私茂重覺難有具加至極奉存候、左候ハ、未々迄茂 御威光奉感伏、弥以配地内取治り可申、既ニ私儀茂順年ニ付、当四月国元江之御暇被下候ハ、日向守在所通行を茂仕、右懇願筋心配仕候詮茂相立、両国一円之取治りニ茂相拘り候儀ニ付、呉々茂懇願成就仕候様奉願候、加之去々冬毛利甲斐守儀、格別之 思召を以四品昇進被 仰付、旧臘私父子結構ニ被 仰付、重覺冥加至極難有仕合奉存候、就而者日向守念願弥増難止、万一成就不仕候ハ而者、於私双方末家之儀、願方不同茂有之哉与存込可申茂難計、不得止事義理合ニも相迫り、彼是心配不少奉存候、前断之趣何分篤与御勘察被成下、格別之 御仁恵を以当春中ニ成就仕候様重覺奉歎願候、以上、

三月 御名